

1 改正理由

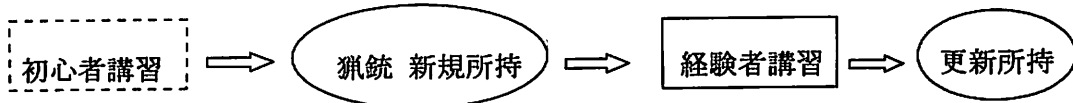
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、平成 26 年 11 月 28 日に公布され、その一部が同日施行されたことから、これに沿って、滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正しようとするもの。

これまでは、震災等の災害により許可済猟銃を亡失し、又は滅失した者は、第 8 条第 1 項第 4 号の規定により、当該所持許可済猟銃の許可の効力が失われたことから、新たに所持許可を受ける場合は新規扱いとなり、初心者講習を受講しなければならなかった。

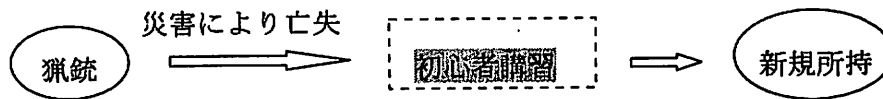
今回の法律改正により、災害等により猟銃を亡失した者等の講習については初心者講習ではなく経験者講習となったことから、経験者講習の手数料の対象に、災害等により猟銃を亡失した者等を特例として加えたもの。

2 特例のイメージ図

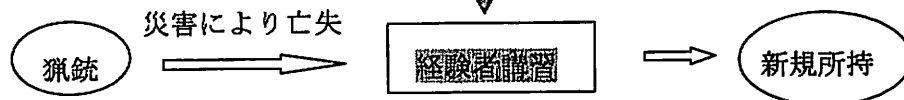
(1) 通常の新規所持、更新



(2) 改正前



(3) 改正後



3 手数料の概要

講習内容	対 象	手数料
経験者講習	【更新所持】 法第 4 条第 1 項第 1 号 許可を受けて許可猟銃等を所持している者	3,000 円
	特例 ※法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号 ※災害等により許可猟銃を亡失した者等 法第 5 条の 2 第 3 項第 3 号 (旧第 2 号) 海外旅行、災害その他やむを得ない事情により更新できなかった者等	
初心者講習	【新規所持】その他の者 (経験者講習以外の者)	6,800 円

※法改正により特例の対象が追加されたもの

4 その他

- (1) 法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号の新設により、旧の同項第 2 号が同項第 3 号に号ズレした。
- (2) 条例公布の同日に施行予定。